

景文科技大学「生命教育とホリスティックケア」開講教師資格認定法

(教 113)

2020年5月12日 2019学年度第2学期第1回カリキュラム計画及び教務共同出席会議新規通過

- 一、「生命教育とホリスティックケア」課程を担当する教師は多くの日数が必要となるため、公平に担当教師を選択するため、本法を特別に制定する。
- 二、上記科目について、開講教師は前学年度に教務処総合教育センターが主催する「生命、キャリア教師研修会」の活動に全課程参加し、かつ次のいずれかの条件に該当すること。
 1. 3年間以内に同一課程を2学期以上教え、教学評価に合格していること。
 2. 教育、心理学、哲学、カウンセリングおよびその他の関連分野で修士号以上の学位を取得している、または関連する資格を有しかつ修士号以上の学位を取得している、または5年以内に関連分野で2本以上の論文を発表している者。(科目と、証明・論文の適否については、総合教育センター教学事務会議で審査する。)
 3. 3年以内にキャリアカウンセラー、心理カウンセラー、メンター、留学生または原住民族学生カウンセラーを1年以上務め、かつ関連カウンセリング任務を完了し、関連する研修(会議)に欠席せず、かつサービス系の試験の関連基準に合格している者。
- 三、本法は、教務会議の通過後、校長の承認を経て実施する。